１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（３号機原子炉格納容器内取水設備の設置）に係る面談
２．日時：令和３年５月２１日（金）１４時１５分～１７時００分
３．場所：原子力規制庁　１８階会議室
４．出席者
原子力規制庁　原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、新井安全審査官、髙木技術参与
澁谷企画調査官、大辻室長補佐、高松専門職（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社　福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所　担当６名（テレビ会議システムによる出席）

５．要旨
- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（３号機原子炉格納容器内取水設備（以下「PCV 取水設備」という。）の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
  - PCV 水位低下時の監視について
  - 前回面談での原子力規制庁からのコメントへの回答
    - ✓ PCV 取水設備に関連するエレベーションについて
    - ✓ 既設配管の切断箇所に設置するスプールの設計要求について
    - ✓ サンプリング方法及び想定被ばく線量について
    - ✓ PCV 取水設備の設置・運用に伴う既設設備等への影響について
    - ✓ 火災防護対策、誤操作防止対策、検査可能性に対する考慮事項について
    - ✓ PCV 取水設備の保安に関する職務について

- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を伝えた。
  - 既設配管を切断した箇所のバウンダリを形成するために取り付ける挿入用スプールについて、例えば PCV 取水設備の設置工事時や取水ポンプ停止時等において、PCV 内の圧力変動により既設配管側との圧力差が生じ、既設配管内の水位が変動する場合を想定するなど、設計条件を整理した上で、必要な機能と基本仕様を説明すること。
  - 火災防護対策については、例えば PCV 取水設備を構成する機器、ケーブル等が設置されているエリアごとに、可燃性物質の有無等を整理した上で、火災検知器や消火器の設置等の対策を講じる旨を説明するなど、PCV 取水設備の仕様や設置状況等を踏まえた説明をすること。

６．その他
資料：
- PCV 水位低下時の監視について
- ３号機原子炉格納容器内取水設備の設置に関する補足説明資料（2021 年 5 月 21 日）